

令和 7 年度大分県内部統制評価報告書

大 分 県

令和 7 年度大分県内部統制評価報告書

令和 7 年度の財務及び情報管理に関する事務等（以下「対象事務」という。）に係る内部統制体制の整備・運用状況に関する評価を実施したので、地方自治法第 150 条第 4 項の規定に基づき報告します。

1. 内部統制の整備及び運用に関する事項

地方自治法第 150 条の規定により、知事は、県行政を運営するにあたり、内部統制体制の整備や運用に関する責任を有している。

本県では、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省策定）を参考に、令和 2 年 3 月に「大分県における内部統制に関する方針」（以下「方針」という。）を策定し、対象事務に係る内部統制体制の整備・運用を行っている。

2. 評価手続

方針に基づき、対象事務に係る内部統制体制の整備・運用状況について、次のとおり評価を実施した。

（評価対象期間等）

- ・ 評価対象期間：令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）
- ・ 評価基準日：令和 8 年 3 月 31 日

3. 評価結果

内部統制体制の整備状況に関しては、指針の策定や推進体制の構築に加え、各所属によるリスクへの対応状況の確認や自己評価が実施されており、適切に整備されていると判断した。

一方、運用状況に関しては、後述のとおり、財務監査における指摘など重大な不備の発現を確認したことから、不十分であるとの判断に至った。

4. 不備の是正に関する事項

運用上の重大な不備や不適切事案はもとより、過去の監査で指摘された会計処理の不備の繰返しなど令和 7 年度財務監査における指摘等に対して、再発防止策を講じるとともに、職員研修などを通じた制度の周知・徹底や事案の共有などにより、同様・同種の事案を発生させないように、引き続き、内部統制の強化に努めていく。

なお、評価対象年度に確認された運用上の重大な不備の概要等は以下のとおりである。

運用上の重大な不備

○県営都市公園の占用等許可事務の不備〔公園・生活排水課〕

県営都市公園内に公園管理者(県)以外の者が工作物等を設置しようとする場合は、許可を受ける必要があるが、令和５年度から令和６年度までの間に、更新手続きが行われないうまま占用させていたものが８件、さらに、使用料を徴収していなかったものが５１件(計５,５６９,７１０円)確認された。

(原因)

長期占用等の許可台帳が多数の紙簿冊で分冊管理されており、許可更新の要否及び使用料の徴収状況を一目で全体把握できる状態になく、結果としてそれらの確認が担当者一人に任せられており、業務執行の内部牽制が十分に働いていなかったため、事前の更新案内及び使用料の請求手続きが行われていなかった。

(再発防止策)

これまで分冊管理していた許可台帳を一元化・データベース化するとともに、許可更新の要否・使用料の請求状況のチェック機能を追加することで、班総括を含めた複数名でのチェック体制を整え、所属内での進捗管理を徹底した。

そ の 他

○防災ヘリの運航に係る重大なインシデント〔消防保安室〕

令和７年４月、防災航空隊が防災ヘリによる消火訓練を稲葉ダム(竹田市)で実施していた際、飛行中のヘリから消火バケット(大型バケツ)が脱落し、ダム湖に落下する事案が発生した。

(原因等)

機体等の運航前点検や運航時の異常は特に認められなかったが、当該事案については、国土交通省運輸安全委員会から「航空重大インシデント」に認定された。

県としては、国の調査に全面的に協力するとともに、機体及び資機材・装備品の点検や運航手順などを定めたマニュアルに従い、引き続き、安全な活動に万全を期していく。

令和 ８ 年 ６ 月 ３ ０ 日

大分県知事 佐藤 樹一郎